

自由フランスから第四

共和国までの基本法 (六) 訳

山本浩三

五 第二次フランス共和国臨時政府

一九四五年の夏ごろから総選挙の実施が予想されていたが、選出される議会の性格について、意見が分れていた。

A 一八七五年の憲法によって、下院と上院を選出し、その後、憲法改正を行うという説

B 憲法制定議会を選出し、新憲法を制定する。新憲法制定までこの議会が国を支配するという説。このB説も二つに分れた。(a)主権的憲法制定議会すなわち、憲法制定および制定までの国の支配について主権的な議会を要求する説、(b)制限的憲法制定議会すなわち、憲法制定について期間が定っており、憲法案が人民投票に附せられねばならず、憲法制定までの国の支配について制限がある議会を要求する説。

議会の性格にかんするこの意見の対立をド・ゴール將軍は人民投票によって解決しようとした。この解決方法についてはA説の賛成者のみならずB(a)の賛成者も反対であった。しか

自由フランスから第四共和国までの基本法(六)訳

し、諮問議会の勧告に反して、「人民投票によるフランス人民への諮問を設け、かつ臨時諮問議会の権限の期間を定める一九四五年八月十七日の命令」が発せられた。

この命令に基いて十月二一日に人民投票が行われた。その結果、凡そ二千六百万人の登録者のうち、二千万人が投票した。

第一の質問に対する可 一八五〇万

否 七〇万

第二の質問に対する可 一二五〇万

否 六五〇万

各政党の態度は、人民共和派と社会党はド・ゴールの見解に賛成して、第一の質問に対して可、第二の質問に対しても可(可―可)であった。すなわち、制限的憲法制定議会を要求した。共産党は(可―否)で主権的憲法制定議会を要求。急進社会党は(否―否)つまり、一八七五年憲法へ復帰。それが不可能なら主権的憲法制定議会を要求。

右翼の政党は(否―可)をとった党もあり、黨員の自由な判断にまかせた政党もあった。

なお、本国の総選挙の結果は次の通りであった。

共産党系 一四八議席

社会党系 一三八〇〇

人民共和運動系 一四一〇〇

急進社会党・独立社会主義者・

民主社会主義抵抗同盟系 三五〇〇

右翼の政党

五二議席

十月二一日の人民投票によって、「公権力の臨時組織を定める一九四五年十一月二日の法律」が成立した。

この法律は第八条で憲法的効力をもっと定めており、学者もこれを憲法とみなしている。たとえば、ヴェデル教授^{註1}は新憲法が採択されるまでの臨時憲法であるといい、その根拠として、この法律が憲法の出来るまでの期間、公権力を組織することおよび議会の憲法制定権を確定していることをあげている。宮沢教授^{註2}もはっきりと十一月二日の憲法 (loi constitutionnelle) とよんでいる。プレロ教授^{註3}は小憲法 (Petite Constitution) と称している。ラフェリエール教授^{註4}は臨時憲法であり、前憲法 (Pré-Constitution) だと書いている。

この法律に基いて組織された政府が第二次フランス共和国臨時政府である。

高等裁判所の組織は人民投票では影響をうけなかったが、議会の性格の変化に応じて、再組織された。その法律が、「高等裁判所を創設する一九四四年十一月十八日の命令を修正する一九四五年十二月二七日の法律」である。

註1 Vedel. op. cit. p. 296

註2 宮沢・op. cit. p. 11

註3 M. Prélot. Précis de Droit Constitutionnelle. p. 305

註4 Laferrère. op. cit. p. 895

人民投票によるフランス人民への諮問を設け、かつ臨時諮問議会の権限の期間を定める一九四五年八月十七日の命令

第一条 フランス市民の選挙民団は、一九四五年十月二一日、人民投票によって、諮問される。人民投票は表明された投票の過半数で決する。

選挙人名簿はそのために利用される。

二つの質問が課せられる。

第二条 第一の質問は次のように表現される。

「本日選出された議会が憲法制定議会となることを、貴方は望むか？」

第三条 もしも、選挙民団によって、この第一の質問に対して「否 Non」と返答されるならば、十月二一日選出の議会は、一八七五年憲法的法律によって定められた下院を形成し、二月の期間内に上院の選挙が行われる。

その場合、この両院のおおのは、上院の選挙のつぎの木曜日に、当然に集会する。

第四条 第二の質問は次のように表現される。

「もしも、選挙民団が第一の質問に対して「可 Oui」と返答したならば、新憲法が実施されるまで、公権力が、反対面の (ci-contre) 法律案の規定にしたがつて組織されることを、貴

方は承認するか?)

第五条 もしも、選挙民団によって、二つの質問に対して、《可》と返答されるならば、人民投票のために用いられる投票用紙の裏面に記載された、次の法律案が憲法的効力をもち、直ちに、次の文言で公布される。

公権力の臨時組織を定める法律案

《次の内容の法律を、

フランス人民が可決し、

フランス共和国臨時政府が公布する。

《第一条 一九四五年十月二日の投票に基く憲法制定議会は、公の投票でかつ議会構成員の絶対多数で、直ちに共和国臨時政府の大統領 (President) を選出する。大統領はその政府を組織し、政府の施政方針 (Programme) と同時に、議会の承認に附す。

政府は議会に対して責任を負う。しかし、ある法文又はある信任案の否決は総辞職を惹起しない。総辞職は議会の事務局 (bureau) へ附託されてから早くとも二日を経た、議会構成員の絶対多数による、演壇上の (à la tribune) 投票によって採択された非難動議として明白な投票の結果だけしか義務づけられない。

《第二条 議会は新憲法を確定する。

《第三条 議会で可決された憲法は、議会の可決より一月以

自由フランスから第四共和国までの基本法(六)訳

内に、人民投票によって、フランス市民の選挙民団の承認に附せられる。

《第四条 議会は立法権をもつ。議会は政府と共に、法律の提案権をもつ。

法律の公布のために与えられた一月の期間内に、政府は二回目の審議を要求する権利をもつ。もしも二回目の審議の結果、一回目の投票が議会構成員の絶対多数で確認されるならば、その法律は三日以内に公布される。

《第五条 議会は予算に投票する。しかし、議会は歳出の提案権をもつことができない。

《第六条 議会の権限は、新憲法施行の日にかつ、おそくとも、議会の最初の会合のち七ヶ月で消滅する。

《第七条 選挙民団が議会によって制定された憲法を否決する場合又は議会が第六条で定められた期間内にいかなる憲法も制定しない場合には、直ちにかつ同じ形式で、同じ権限を有する憲法制定新議会の選挙が行われる。そして議会は、その選挙ののちの第二火曜日に当然に集会する。

《第八条 フランス人民によって可決された本法律は、憲法的効力をもち、国家の法律 (loi de l'Etat) として執行される。》

第六条 もしも選挙民団によって、第二の質問に対して《否》と返答されるならば、選出された憲法制定議会は、その意思

で、公権力の臨時組織を定める。

第七条 前記の第五条と第六条に定められた二つの場合に、憲法制定議会は、当然に、一九四五年十一月六日火曜日、パリ一のブルボン宮殿に集会する。

第八条 すべての他のものを除いて、人民投票に用いられる投票用紙の原型と書式は閣議で発せられる統令によって定められる。

第九条 国民委員会が投票の全般的調査を行い、人民投票の結果を公表する責任を負う。

国民委員会は破毀院の第一院長が議長となり、国璽保管官によって指名された二人の参事院の参事官と二人の破毀院の参事官で構成される。

第一院長に事故ある場合は、彼によつて指名された破毀院の部長によって代られる。

内務大臣の報告に基いて発せられる統令は調査の条件と形態を決定する。

第十条 一九四三年九月十七日の命令によって創設された臨時諮問議会の権限は一九四五年十月二一日に終了する。

公権力の臨時組織を定める一九四五年十一月二日の法律

次の内容の法律を、

フランス人民が可決し、

フランス共和国臨時政府が公布する。

第一条 一九四五年十月二一日の投票に基く、憲法制定議会は、公の投票でかつ議会構成員の絶対多数で、直ちに共和国臨時政府の大統領を選出する。大統領はその政府を組織し、政府の施政方針と同時に、議会の承認に附す。

政府は議会に対して責任を負う。しかし、ある法文又はある信任案の否決は総辞職を惹起しない。総辞職は議会の事務局(bureau)へ附託されてから早くとも二日を経た、議会構成員の絶対多数による、演壇上の投票^(註)によって採択された非難動議として明白な投票の結果だけしか義務づけられない。

第二条 議会は新憲法を確定する。

第三条 議会で可決された憲法は、議会の可決より一月以内に、人民投票によって、フランス市民の選挙民団の承認に附せられる。

第四条 議会は立法権をもつ。議会は政府と共に、法律の提案権をもつ。

法律の公布のために与えられた一月の期間内に、政府は二回目の審議を要求する権利をもつ。もしも二回目の審議の結果、一回目の投票が議会構成員の絶対多数で確認されるならば、その法律は三日以内に公布される。

第五条 議会は予算に投票する。しかし、議会は歳出の提案権を持つことができない。

第六条 議会の権限は、新憲法施行の日にかつ、おそくと

も、議会の最初の会合ののち七ヶ月で消滅する。

第七条 選挙民団が議会によって制定された憲法を否決する場合又は議会が第六条で定められた期間内にいかなる憲法も制定しない場合には、直ちにかつ同じ形式で、同じ権限を有する憲法制定新議会の選挙が行われる。そして議会は、その選挙ののちの第二火曜日当然に集会する。

第八条 フランス人民によって可決された本法律は、憲法的効力をもち、国家の法律 (loi de l'Etat) として執行される。

(註) 演壇上の投票とは各議員が自ら、公然と投票する方法を指す。

高等裁判所を創設する一九四四年十一月十八日の命令を修正する一九四五十二月二七日の法律

第一条 高等裁判所を創設する一九四四年十一月十八日の命令第三条が廃止され、次の規定が代置される。

〔高等裁判所は二七人で構成される。すなわち、一人の裁判長、二人の副裁判長、二四人の陪審員よりなる。〕

〔裁判長と二人の副裁判長は憲法制定国民議会によって、その議員の中から選出される。〕

〔二四人の陪審員は、議会規則の第十七条にしたがい、その議員の九十六人を含む、憲法制定国民議会によって確定された名簿から抽せんによって選択される。〕

〔八人の補欠陪審員は正式の二四人の陪審員ののちに、抽せ

んで選択される。彼らは、必要ならば、二人の副裁判長と正式の陪審員に代るよう要請される。〕

裁判長に事故ある場合は、高等裁判所は二人の副裁判長のうち選挙された主席の人によって主宰され、欠席のときは、次席の人によって主宰される。抽せんの主席の陪審員および満期になったときには、次席の陪審員は主席の副裁判長および次席の副裁判長に代る。

〔それから、場合によっては、二四人の代りに二五人又は二人の正式の陪審員の抽せんが行われる。〕

正式の陪審員と補欠の陪審員の抽せんの態様は統令によって定められる。〕

第二条 一九四四年十一月十八日の命令の第四条は次の規定によって代置される。

〔高等裁判所附の検事局は、破毀院の総会で、破毀院の司法官の中から指名された一人の検事総長と二人の検事次長を含む。〕

第三条 一九四四年十一月十八日の命令第六条(第一項)は次の様に修正される。

〔予審は、統令によって任命された五人の司法官と憲法制定国民議会によって指名された八人で構成される委員会に附託される。司法大臣の提案に基づいて発せられた統令によって任命された五人の司法官と憲法制定国民議会によって指名された三人

が補欠として選択される。予審委員会の構成員は高等裁判所の構成員となることできない。】

第四条 一九四五年一月十八日の命令によって修正された、一九四四年十一月十八日の命令第七条(第三項)は修正され、次のようにかえられる。

〔但し、検事総長の請求によって指命されない人びとの告発、拘留状又は逮捕状の交附、保釈、免訴と起訴は委員会によって、投票の過半数で決定される。可否同数の場合は、議長の投票で決する。委員会は三人の司法官と憲法制定国民議会によって指命された五人が出席するときのみ有効に討議することができる。緊急の場合には、委員会の議長は単独で拘留状又は逮捕状を発することができる。〕

第五条 一九四四年十一月十八日の命令第十条(第三項)は次のように修正される。

〔高等裁判所は諸事実を示し、かつ刑法第七条第八条第九条に定められた刑罰および必要があるときは、一九四五年二月九日の命令および一九四五年十月二十六日の命令によって修正し、補足された、国家的侮辱(罪)にかんする法文の修正と法典化を定める一九四四年十二月二十六日の命令によって定められた刑罰のいずれか一つの制裁を示す。高等裁判所は、あらゆる場合において、有罪の言渡を受けた者の財産の全部又は一部の没収を宣告することができる。〕

第六条 高等裁判所の所在地はパリーのルククサンブル宮殿である。

第七条 一九四五年二月二日の統令第四五二七四の第五項と第六項は廃止される。

それ故、いかなる忌避権も、被告人によってであれ、検事総長によってであれ、行使されえない。

憲法制定国民議会によって審議され、可決された本法律は国の法律として執行される。